

特別職等の職務

職	主な職務
区長	<p>【権限】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区の統括代表権 2 事務の管理及び執行権 3 規則制定権 4 職員の任免権、指揮監督権 5 事務組織権 6 所管行政庁の処分の取消及び停止権 7 公共的団体等の監督権 <p>【担当事務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議案を提出すること。 2 予算を調製し、執行すること。 3 区民税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金、手数料を徴収し、及び過料を科すこと。 4 決算を議会の認定に付すこと。 5 会計を監督すること。 6 財産を取得、管理及び処分すること。 7 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。 8 証書及び公文書類を保管すること。 9 その他区の事務を執行すること。
副区長	<ol style="list-style-type: none"> 1 区長を補佐すること。 2 区長の命を受け、政策及び企画をつかさどること。 3 補助機関である職員の担任する事務を監督すること。 4 区長の職務を代理すること。 5 区長の権限に属する事務の一部について、区長の委任を受け、その事務を執行すること。
教育長	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の会議を主宰すること。 2 教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどること。 3 教育委員会事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督すること。 4 教育委員会を代表すること。
議員 (議会)	<ol style="list-style-type: none"> 1 議決権 <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例を設け、又は改廃すること。 (2) 予算を定めること。 (3) 決算を認定すること。 (4) 条例で定める契約を締結すること。 (5) 条例で定める財産の取得又は処分をすること など 2 選挙権 3 検査権・監査請求権 4 意見書提出権 5 調査権 6 請願受理権 7 同意権 8 諮問答申権